

行政書士ほっかいどう

1996. 5. NO. 214



＜上富良野・フラワーランドのアイリス＞

目 次

特集・“ウエルカム／＼” 本会	2
通商産業省所管法律における許認可申請 及び書類等保存の電子化について	6
封印取付け委託要領を一部改正	9
外国の方々への無料相談会が開催される	10
全国建設関係行政書士協議会「フォーラ ムイン札幌'96」	11
建設業関係許可申請書の様式改正・廃止	

について	12
運輸関係業務に携わる会員の皆様へ	12
「新入会員行政書士としての一年間」 (札幌支部会員／大沼 準)	13
本会の主要行事・支部のうごき	14
編集後記／ごせい去	15
日政連北海道支部だより	16



(写真は前列鎌田局長、後列左より白石主査、山田次長、田村局員、佐藤局員)

1. ドゥ・ユー・ノウ・ホンカイ?

みなさんは「本会」ってご存じですか? 当然知っていますよね、そうです、もちろん「北海道行政書士会」のことです。でも、その「本会」とはいったいどこにあって、どんな人達が、何をやっているかということになれば首をかしげる人が多いのではないのでしょうか。事実私の回りにも一度も(登録のとき以外は)「本会」に足を運んだことのない人が大勢います。そうです、実は「本会」とはまるで巨大なブラックボックスのようなんです。もちろん何も用のないのに出かけて行くことではないといえましょうが、私達はその「本会」に所属してその傘下で活動しているわけですから、「本会」の実態について詳しく知ることも必要じゃないでしょうか? そこで、支部紹介も一段落したところで、今回はその

「本会」を丸裸にしようと思います。それでは皆様をこれからすてきなワンダーランド「本会」へのツアーにご招待致します。

2. 寄り道

北海道行政書士会(人はそれを親しみを込めて「本会」と呼ぶ)は、北の都札幌のシンボルである大通公園のすぐ横、地下鉄の駅からも5分たらずのところにあり、立地としてはなかなか便利なところにあります。周りを高層ビルによりしっかりとガードされ、控えめではあるけれども堂々とそびえ建つ白亜の殿堂、その勇姿こそ「本会」と呼ぶにふさわしいたたずまいです。仕事に疲れたときにちょっと寄り道して「本会」で一服としゃれ込むにもとても重宝です。でも、余り油を売っていると仕事にさしつかえるのでほどほどにしないとはいけませんね、おたがいに。



会員のオフィス(執務中)。
マジメ。

3. 誕生

「本会」が産声をあげたのは戦後間もない昭和26年、当初は40名程度の会員を擁して設立されたが、何と現在は1,400人あまりのマンモス会員を擁する、全国屈指の「集団」となっています。そして、この大集団をわずか5名の優秀な事務局員が、縁の下の力持ちとして支えているのです。彼らは、決して表に出ることもなく、あくまでも黒子に徹し、時には厳しく、そしてまたあるときには母のごとき優しさを持って迅速に業務を遂行しているのです。私たち行政書士が安心して業務に精を出せるのも、実は、彼らのような名もなき陰の戦士がいるおかげなのです。しかし、多くの方は彼らの存在すら意識しない。そこで人は、その仕事の手際の良さと、仕事ぶりを称して行政書士会の「影の軍団」と呼ぶ者もいるほどです。え？「タケシ軍団」じゃないですよ。そんなことを言ったら闇に葬られちゃうでしょう。

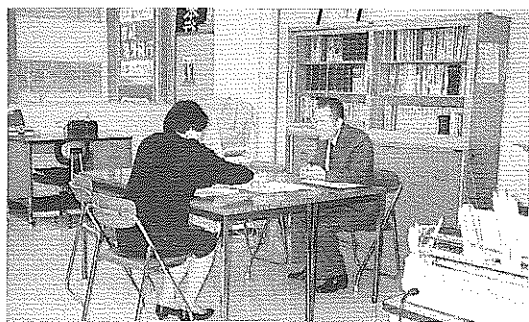
4. イントロダクション

「本会」はタキモトビルの2階にあります。われわれは階段で上がりますが、足腰の弱っている方のためにエレベーターが用意されていますので、そのような方はぜひご利用下さい。エレベーターから降りたらすぐのところに「本会」のドアがあります。初めてこのドアを開けるときは言い知れぬ緊張感に身震いを感じることでしょう。このアの先にはまさに行政書士会の中核ともいうべき場所が存在し、いったいどんな人達がどんな顔で迎えてくれるのか。思わずこの場を逃げ出したく

なるような衝動をじっと押さえドアノブに手をかけ、深呼吸をして、最初に何て言おうか、いろんな思いが巡ります。「おじゃまします」では変だし、「やあ！」では軽すぎるし、「ハロー」では殴られるだろうしと。でも、まったく心配はありません。手ぶらでさえなければ、皆笑顔で迎えてくれるでしょう。

ドアを開け、まず最初に感じるのが職員の視線です。集中するその視線が手もとにある物体を確認するや否や、まるでビーナスの如き微笑みを浮かべ「いらっしゃいませ!」。そこで抱いていた不安は一掃します。「なんだ、この人達は?」。でも、決して悪い人達ではありません、根は優しいんです。ただ、正直なだけなんです。

気をとり直して辺りを見回すと、きれいに整頓され、シンプルではあるが機能的な空間が目に入ってきます。取り立てて飾り立てるでもなく、それでいてどこことなく親しみを感じるのはまさに職員の仕事に対する真摯な姿勢の現れでしょうか。



入会相談風景、ウーん。

そして、職員の無駄のない洗練された立ち居振る舞いには春風のようなさわやかさを感じます。そう、ここが彼らの舞台なのです。その舞台の上で明日の行政書士会のために、つまり、私たちのためにシナリオのないドラマを演じているのです。

5. ドゥ・ユー・ノウ・ミー

さて、それではそのメンバーを紹介しましょう。でも、これから述べることは超極秘扱いですので、他言無用に願います。よろしいですね。

まず、事務局長の鎌田さん。仕事に対する厳しい姿勢と、決して妥協を許さぬその仕事ぶりには

敬服させられます。「本会」の隅々にまで行き届くその視野の広さと、重箱の隅をつつくようなその眼力には一日置かれています。彼の前にあっては、およそ手抜きなどという言葉は完全に死語と化しています。まさに、事務局を束ねるにふさわしい人物と言えるでしょう。ただし、コジョウトがいっぱいいいて大変でしょうけどね。

次は、次長の山田さん。編集委員会も大変お世話になっていて、その温厚な人柄と仕事に対する情熱には、私たちも大いに触発されます。編集委員会当日には、必ず出欠の確認の連絡が入り、頭っからわたしたちを信用せず己のみを信じる姿は、まさに「影の軍団」の参謀にふさわしい人物と言えるでしょう。おかげで、当日に、ついすっかり忘れるということがまったくなくなり、感謝感激雨あられ(?)です。わがままな人が多くて、ごめんなさい。

さて、これから紹介するのは、「本会」が世界に誇る「美女軍団」です。いやいや、本当ですよ。



本会の頭脳(?)背中に哀愁…。

うそだと思ったら来て見て下さい。目がつぶれますよ。私だって、あまりの美しさに危なく「石」になってしまうとこだったんですから。

まずは、本会のビッグママこと白石さん。本会に勤務して早数十年。私が物心がついたころから働いてるとのうわさ。「本会」のあらゆるデータが詰め込まれていて、まさしく生きてるハードディスクというところでしょうか。そのふくよかな表情と強力な足腰は縁の下の方力持ちとして私たちを陰でしっかりと支えているのです。ドスコイ、ドスコイ。

続いて、田村さん。白石さんがママなら、田村

さんは私たちのお姉さんの存在。てきぱきと仕事をこなすその姿には、研ぎ澄まされた機能美ともいうべき雰囲気がかもしだされています。ふらふら近づくと一刀のもとに切り倒されるかのごとき緊張感があります。でも、大丈夫です。とても優しくチャーミングな美しき仕事人、それが彼女なのです。

最後は、佐藤さん。とにかくかわいい。行政書士会に咲いた一輪の白百合、これこそ彼女にぴったりの形容です。人はどうしてここまでキュートでいられるのか、そしてそれはもしかしたら罪ではないのか。君はまさしく白い貝に乗ったピーナス。その微笑みはモナリザさえも嫉妬する愛らしさ。そこでひとつだけお願いがあります。今度行ったらまたおいしいコーヒーを入れて下さいね。よろしく。アレ?。

6. ウエルカム・トゥ・マイ・ワールド

さあ、どうでした。これで「本会」を巡るツアーは無事終了しました。どうです、楽しいでしょう。「本会」って。一度来てみて下さい。「本会」は皆様のためにあり、皆様とともに歩んでいるのです。「本会」は常にドアを開き、窓をあけ新鮮な風がどんどん入ってくるように心がけています。来たるべき21世紀に向かって行政書士会もどんどん進歩し発展して行くことでしょう。事務局はそんな皆様の手助けをできることに誇りを持ち、皆様と一緒に歩んで行く決意で毎日の職務に励んでいるのです。会員の皆様と「本会」とをつなぐパイプとして、果ては会員の皆様のオアシスとして今後とも「影の軍団」として活躍することでしょう。

なお、本特集記事掲載については、事務局の皆様の広い寛容の精神と、深い愛情に感謝するとともに、つたない筆のために事務局の魅力を十分に表現できなかったことをこの場を借りておわびします。

VIVA「本会」! THANK YOU事務局!

そして、ウエルカム・トゥ・本会!

事務局次長 山田 寛

(昭和10年4月27日生)

独身時代は市役所に勤務し、昭和38年から道職員として労働部、生活環境部、保健環境部、支庁、保健所、病院と多彩な公務員生活でした。

前職とは、多少は関連のある職場なので、それ程の異和感はありません。

本会事務局は、管理部門と事業部門を5人で分担した形で執行しており、私は、主として事業部門の企画部、業務研修部、監察部の3部門を受持っています。

主なものとしては、①助成金関係(業務研修会、許認可無料相談、行政書士110番、对外啓発)、②行政書士制度強調月間関係、③車庫証明対策委員会関係、④広報「行政書士ほっかいどう」の発行、⑤業務資料の発行等があります。

事業3部門の業務が定期的に重なるときには、優先順位づけに苦労することが間々あり、皆様のご理解とご協力をお願いしていますところです。

前職では、長い転勤生活の関係から、環境善用が身に付きテニス、山菜とり、囲碁、サイクリング、登山等その場限りの多趣味といったところ。

事務局員

田村 幸恵

昭和61年2月に、前々局長であられた野田さんから、「3人のお父さんと、お姉さんと一緒に働きましょう。」の言葉と共に勤めはじめて早いもので今年で11年目になりました。

入局時から平成3年10月中迄のおよそ5年8ヶ月幹旋物資の販売、タイプ打ち(現在はワープロですが、当時はまだ和文タイプでした。)、発送など一般庶務事務を担当し、平成3年10月末から現在まで経理を担当しています。

この10年で事務機器も随分様変わりしてきた様に思えます。前述の通りタイプからワープロへ、使用頻度の少なかったファクシミリも今では必要不可欠の代物になり、平成2年には日行速からコンピューターが導入され、以前は手書きと宛名印刷で行っていた発送なども綺麗なタックシールになりました。

また、事務局内でも昨年は新局長、次長を迎え新しい時代に向かっております。

私がいままで勤めてこられたのも、皆様のご指導とご教示の賜と深く感謝申し上げますと共に、今後ともよろしくお願い申し上げます。

事務局主査 白石 和子

行政書士登録申請業務を担当しておりますが、相談にみえる方の、行政書士業務、行政書士事務所に対する考え方の多様化には、勉強の毎日です。

今年度は、4月、5月の2ヶ月で22名の方が登録・入会され、なお十数名の方が登録申請されております。例年、年間50名前後ですから今年度は多い傾向にあります。

その他、会員の皆様からの各種届出や報告書提出をお願いする業務を担当しています。

事務局職員は「行政書士法、会則、総会の決議事項」に基づいて仕事をするということから、どうしても「堅さ」が表れがちとなりますので、それを補うための気配りを忘れず、いつまでも仕事に対する情熱と、新しいことへ興味を持ち続けてまいりたいと考えております。

今後とも、皆様のご理解とご指導ご協力をお願いいたします。

この会報がお手元に届く頃は、平成8年度総会を終え、新年度事業がスタートしております。

事務局員

佐藤 洋美

会員の皆さんに接する仕事としては、住所や事務所の変更登録関係と、領収証等の用紙類、名刺他物資の販売を担当しています。その他には、文書の受信と発送や行政書士名簿、会員名簿等の整理。それに合わせて会員数を掌握するため会員の

異動(増減)状況を整理したり……諸々の業務があります。趣味は、映画を観ること。洋画専門で、封切も観ますがレンタルのビデオがほとんど。年間100本近く観ていると思います。もう一つはコンサートに行くこと。クラシックからポップス、ロック、レゲエに至るまで我ながら脈絡が無いなと思いつつ好きなものには出かけて行きます。事務局の仕事は、先輩に助けられつつ、日々奮闘中です。「事務局職員女性3名の内、白石さん、田村さんは名前を聞いたことがあるけれどもう一人は誰だろう?」と思っていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。事務所を移転された時や幹旋物資注文の際は、ご指名ください。笑顔で(電話では見えませんが)応待いたします。

事務局長 鎌田 卓

(昭和10年6月10日生)

前職 道職員 昭和29年~平成7年 41年間

社会福祉事務7年 市町村関係・選挙管理事務

26年 道税・地域振興事務4年 監査事務4年

本会採用 平成7年6月1日

主な担当事務

理事会・常任理事会・綱紀委員・会則、規程

◇ 本会職員として採用されて1年、ただ、事務を処理することのみで終った。外部からの照会や苦情にも余裕をもって対応できるようになり、自分なりの判断を加え乍ら事務処理の一層の効率化を勉強したいと考えています。

趣味

◇ 酒……長い間、長時間の飲酒で一生分を終え週1、2回楽しんでいる。

◇ 囲碁……目の数より、相手の石の数にこだわる、広く対戦相手を喜ばせる程度の腕前。

◇ カラオケ……5年間の単身赴任の成果、他人の評価は気にせず、専らばけ防止と自己満足のために続けることとしている。

通商産業省所管法律における 許認可等申請及び書類等保存の電子化について

通商産業省は3月26日、同省所管の許認可申請のうち、特に頻度の高い手続きについて、ファクシミリやフロッピーディスクによる申請を受け付けると発表した。

申請に手間がかかり過ぎると評判の悪かった手続きを電子化することで、民間企業の不満をかわす狙い。4月1日から順次実施する。対象は化学兵器禁止法、電気事業法、ガス事業法、熱供給事業法など6つの法律に基づく40の許認可申請。

1. 概 要

- (1) 情報通信技術の飛躍的な進展を踏まえ、政府全体としても、情報通信の高度化のための諸制度の見直しが行われているが、通商産業省においても、平成7年3月の「通商産業省行政情報化推進計画」（通商産業省行政情報化推進本部決定：本部長事務次官）の策定を受け、行政事務の情報化を推進してきたところ。
- (2) 当該計画の一環として、所管6法律40様式の許認可申請等について、平成8年度（大部分は平成8年4月1日）から、フロッピーディスクの提出又はファクシミリ装置を利用した手続きによる受け付けを開始することとし、また、民間に保存を義務づけている書類等について、平成8年度中に電子データによる保存を容認することを決定した。
- (3) 情報化時代に対応し、申請書等の文書の殆どがワープロ等により作成され、義務づけられている文書の保存が電磁的方法により行われている現状を踏まえると、今回の措置により申請者、保存者の負担は大幅に軽減されるものと考えられる。
特に、登録されたファクシミリ装置から書類を送信するだけで、自動的に届出が完了する制度を導入することは、過去に例を見ない画期的なものと考えている。

2. 具体的な実施方法

(1) 許認可等申請の電子化

通商産業省所管法律による許認可申請等の手続きのうち、年間の申請頻度が高い、一回の申請の書類量が多い、同一の者が反復的に申請することが多い、印鑑登録証明書や写真等の電子化になじまない書類が少ない等の電子化に適した要件を満たす許認可等を6法律40様式分（具体的な条文は別紙1参照）選定し、平成8年度から先行的に、従来の紙での手続きに加えて、それぞれの申請等の手続きの特徴に応じて、通商産業省が指定する様式に従った以下の方法による手続きを容認することとした。

- ①FD申請型－平成8年4月1日から開始
対象法律；化学兵器禁止法、電気事業法、ガス事業法、熱供給事業法
－フロッピーディスク（FD）の提出による手続き
- ②FAX申請型－準備が整い次第、平成8年度中に早急に開始
対象法律；化審法、石油備蓄法
－申請内容を記載した紙面をFAX送信にて提出する簡易オンライン手続き
（OCR等の様式に指定された申請書に必要な事項を記載し、あらかじめ登録したファクシミリ装置により送信することによって手続きを完了する。）

(2) 書類等保存の電子化

通商産業省所管法律上、保存を義務づけられている帳簿、書類等について、対象者や保存すべき書類の量が極端に少ないもの等の一部の例外を除き、一定の技術的基準の下で電子データによる保存を容認することとした。

書類等の保存についても早急に実現への課題を整理し、関係省庁、地方自治体との調整、技術的問題の克服等により、早急に電子化を実施すべく努めていく所存。

(3) 今後の方針

今後とも、「通商産業省行政情報化推進計画」に従い、6 法律以外の所管法律における申請等についても電子化の検討を進めるとともに、書

3. 担当部局

機械情報産業局情報処理システム開発課

戒能（カイノウ）、田尻

電話 03-3580-3922 F A X 03-3501-6631

E-mail QMJJK @ miti-go.jp

許認可申請等の手続きの電子化を容認する法律及び条文一覧

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（F A X 型）

第23条第1項	指定化学物質の製造数量等の届出
第26条第1項	第2種特定化学物質の製造予定数量等の届出
第26条第2項	第2種特定化学物質の製造予定数量等の変更届出
第26条第6項	第2種特定化学物質の製造数量等の届出

○石油備蓄法（F A X 型）

第6条第1項	指定石油製品の基準備蓄量等の届出
第10条の3第1項	石油ガスの基準備蓄量等の届出

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（F D 型）

第4条第2項	特定物質の製造の許可の申請
第7条第1項	特定物質の製造に関する変更の許可の申請
第7条第2・3項	特定物質の製造に関する変更の届出
第8条第1項	特定物質の製造廃止の届出
第10条第2項	特定物質の使用の許可の申請
第10条第4項	特定物質の使用許可証の再交付の申請
第15条第2項	特定物質の譲渡の届出
第18条第2項	特定物質の廃棄の届出
第20条第2項	許可製造事業者等の地位承継の届出
第21条第1項	特定物質の製造に係る数量等の届出
第21条第2項	特定物質の使用に係る数量等の届出

○電気事業法（F D 型）

第102条	電気工作物を設置している河川の流量測定結果の報告
-------	--------------------------

○熱供給事業法（FD型）

第6条第4項（第7条第4項において準用する場合を含む。）事業開始の届出

第23条第2項 保安規程の変更の届出

第27条の一部 報告徴収

施行規則第31条第1項の表第2号 供給温度及び供給圧力測定報告書

表第3号 主要な導管の設置報告書

表第4号 熱供給事故年報

施行規則第33条第1項のうち 熱供給事故詳報

○ガス事業法（FD型）

第30条第1項（第37条の7第3項及び第37条の10において準用する場合を含む。）

保安規程の届出

第32条第2項（第37条の7第3項及び第37条の10において準用する場合を含む。）

保安規程の変更届出

第46条の一部 報告徴収

施行規則第111条第1項の表第1号 事業場の設置又は変更の報告

表第3号 ガス及び副産物の売上原価の報告

表第4号 ガスの売上高の報告

表第5号 原料費の報告

表第6号 部門別収支計算の報告

表第7号 大口供給に係るガスの供給実績の報告

表第8号 特定ガス発生設備に関する資産額の報告

表第9号 特定ガス発生設備に関する収支計算の報告

表第10号 圧力の測定結果の報告

表第11号 燃料性の測定結果の報告

表第12号 ばい煙の測定結果の報告

表第13号 主要な導管の設置状況の報告

表第14号 昇圧供給装置の設置状況の方向

表第15号 毎年のガス事故の報告

表第16号 毎年の消費機器の調査結果の報告

表第17号 特定地下街等に設置されたガス工作物の件数の報告

表第18号 資産額の報告

表第19号 収支計算の報告

表第20号 毎年のガス事故の報告

表第21号 毎年の消費機器の調査結果の報告

表第22号 特定地下街等に設置されたガス工作物の件数の報告

施行規則第111条第5項 大口ガス事業者の大口供給に係るガスの供給実績の報告

一般
ガス
事業者
関係

簡易ガス事業者関係

封印取付け委託要領を一部改正 運輸省

協業組合 協同組合 組合員にも認める

指定工場の封印代行業務を拡大

運輸省は、指定整備工場での封印取付け代行業務を拡大させ、協業組合・協同組合の組合員が販売する中古自動車の新規登録の際の封印取付け作業を同組合員にも認めることにし、三月十一日付で『「封印取付け委託要領について」の一部改正について』（自管第十五号）を自動車交通局長名で各地方運輸局長宛に通達した。これに伴い、具体的な運用を規定した『「封印取付け委託要領の運用等について」の一部改正』（自管第十六号）を自動車交通局技術安全部管理課長名で各地方運輸局整備部長宛に通達した。この封印取付け代行業務の拡大は四月十五日から実施される。

道路運送車両法の一部改正の施行により昨年七月一日から、抹消登録された乗用自動車等の新規検査、いわゆる中古車新規や予備検査の際に、抹消登録証明書や保安基準適合証の提出によって、国への現車提示に代えることができるようになった。さらに、自動車交通局長通達の「封印取付け委託要領」によって、指定自動車整備事業者が販売する中古自動車の新規登録の際の封印取付け作業が行えるようになり、指定自動車整備事業者の封印事務手続きが簡素化された。

しかし、自動車整備協業組合と自動車整備協同組合の指定自動車整備事業場では、その多くが組合自らは中古車販売をしておらず、中古車販売は組合員である認証事業場が行っている。この組合員が販売し、組合の指定自動車整備事業場から保安基準適合証の交付を受けた車両は新規登録の際、陸運支局・自動車検査登録事務所への現車提示を省略できるが、封印の取付けについては、甲種受託者に現車を持ち込まなければならず、ユーザー利

便が必ずしも向上したとはいえない状況にあった。

このため運輸省では、封印の取付け委託に関し、甲種受託者の名において行わせることのできる指定整備事業者の取扱いを一部変更し、「封印取付け委託要領」と「封印取付け委託要領の運用等について」を一部改正して、四月十五日から実施するものである。

封印取付け委託要領の改正内容は次のとおり。

第十条第二項中「丙種受託者にあつては当該組合の組合員に、当該指定整備事業者及び組合員が販売する中古自動車の」を「当該指定整備事業者が販売する中古自動車（中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合であつては、当該組合の組合員が販売する中古自動車を含む。）の、丙種受託者にあつては当該組合の組合員に当該組合員が販売する中古自動車の、それぞれ」に改める。

封印取付け委託要領の運用等についての改正内容は次のとおり。

四の（二）の（ウ）に後段として次のように加える。

また、指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が販売する自動車にあつては、当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿及び当該組合員からの譲渡証明書の提示によって当該組合員が自ら販売する自動車であることを確認することとする。

（平成8年4月1日付、（財）自動車検査登録協会の発行「R&I」より転載）

外国の方々への

無料相談会が開催される



▲ 相談風景

相談に当たった行政書士の先生方 ▶



4月5日(金)、行政書士札幌出入国事務
手続研究会主催の外国人在留手続相談会が札幌
国際プラザ、コンベンションホールにてとり行わ
れた。国際プラザ専務理事の杉岡様、市民交流部
長の越山様も熱心に見守る中、次々と訪れる外国
人の方々の、在留資格の変更、更新、国際結婚な
どの手続きについて、行政書士相談員が親身な助
言を伝授し、相談者からも感謝の念が伝えられる
場面も多々みうけられた。行政書士の社会貢献と
しても、事業拡大の一環としても有益な場となる
のではなかろうか。

●相談者の国籍別

アメリカ	3 人
中国	3 人
日本	3 人
カナダ	2 人
オーストラリア	1 人

韓国	1 人
ポーランド	1 人
計	14 人

●相談事例別

① 在留資格の変更	
家族滞在への変更	2 件
就労できる査証への変更	1 件
定住への変更	1 件
永住への変更	1 件
② 在留期間の更新	3 件
③ 在留資格の取得	1 件
④ 外国人同士の日本国内での結婚	1 件
⑤ その他	
外国人に対する行政に関する相談	1 件
外国人の求職に関する相談	1 件
計	12 件

全国建設関係行政書士協議会 フォーラムイン札幌 '96

全国建設関係行政書士協議会（以下「全国建行協」という。）主催のフォーラムイン札幌が平成8年4月12日（金）、13日（土）の両日に亘り京王プラザホテル札幌において開催されました。

当日出席しました参加者は、全国建行協会員45人、道建行協会員30人、非会員13人、前記以外講演会のみ参加者23人、総勢111人によるフォーラムイン札幌でありました。初日の講演会は、建設省大臣官房技術調査室係長鈴木隆氏から、公共事業支援統合情報システム（CALS）について講演をしていただき、続いて、全国建設21の会代表山崎裕司氏より、「建設業ベンチャー時代の幕開け」と題して講演をしていただきました。

2日目は、①「許可制度について」 ②「経営事項審査について」 ③「建設業を中心とした事

務所の経営について」 ④「建設業者に対するコンサルタント業について」 ⑤「建設業に関する情報化について」 ⑥「履行ボンドについて」の6つの分科会に分かれて議論していただき、この後、全体会において各分科会の座長より、10分の時間制限内で、担当分科会の発表が行われ、フォーラムは全ての日程を終え幕を閉じました。

急いで飛行機に乗る人、北海道観光に行かれる人等、それぞれの思いに札幌を後にしたようであります。

このフォーラムに影ながら支えて下さった方々に、重ねて御礼申し上げます。

ありがとうございました。

全国建設関係行政書士協議会

副代表世話人 板垣俊夫 記



建設業関係許可申請書の様式改正・廃止について

平成 8 年 5 月 13 日

北海道行政書士会 様

社団法人 北海道土木協会
事務局長 武 部 保 男

日頃、当協会の業務運営に当りましては種々ご高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、建設業法施行規則の一部改正に伴い（H 7.6.13 官報号外）、平成 8 年 6 月 29 日受付の申請から下記のとおり許可申請書の様式が一部改正及び廃止となりました。

改正まで若干の期間がありますので、普及方よろしくお願い致します。

なお、新様式につきましては、6 月中旬までに準備する予定ですが改正及び廃止となる様式のご注文につきましては、特段のご注意をお願い致します。

記

改正・廃止される様式

*様式七号	経営業務の管理責任者証明書	改 正
*様式八号（１）	専任技術者証明書（新規・変更）	改 正
*様式八号（２）	専任技術者証明書（更新）	改 正
*様式九号	実務経験証明書	改 正
*様式十号	指導監督の実務経験証明書	改 正
*様式十一号	令三条に規定する使用人の一覧表	改 正
*様式十一号二	国家資格者・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	改 正
*様式二十二号四	届出書	改 正
*専任技術者一覧入力票		改 正
*国家資格者・監理技術者一覧入力票		改 正
*様式八号（２）	専任技術者証明書（変更・追加）	廃 止
*様式十号（２）	専任技術者略歴書	廃 止
*様式二十二号三	主任技術者の変更届出書（変更・追加・削除）	廃 止

情 報

運輸関係業務に携わる会員の皆様へ

札幌支部 葛 西 彰

先日、所用で北海道運輸局貨物課にお伺いしたところ、「申請書類を作成する行政書士の申請者への対応」について何点か検討いただきたい旨ご提示がありました。

第 1 点は、新規申請でのヒアリングにおいて殆んどの申請者が、十分な答弁ができていないとのこと。また、当局としては、ヒアリング時の申請者の実態に基づく答弁と、申請書に記載された内容が、あまりにも開きがあるので、申請者の実態に合わせた事業計画で作成していただきたいとのことでした。

第 2 点として、許可後の監査において、指導員から不備の指摘を受ける会社が多数あり、運送会社の運行業務（運行管理、整備管理業務を含む。）の指導についても、行政書士として一貫した指導を行って頂きたいとの要請がありました。

これらの点について、申請から運営まで適切な指導を行う必要があると思われます。

尚、この話合いは公式なものではなく行政指導ではありませんが、これからの当該業務にあたる上でご配慮して頂けますようお願い申し上げます。

「新入会員行政書士としての一年間」

札幌支部会員

大 沼 準

昨年6月に登録しもう1年となります。昨年の今ごろを考えてみますとあの頃は今以上に髭だらけの顔つきで、登録はしたもののなかなか仕事に打ちこめなかったことが思い出されます。現在そんな中、昨年3月から見習として、又登録後は研修生としてお世話になっているS先生と知り合う機会に恵まれ、事務所にお邪魔して仕事を教わりながら、行政書士としての業務も始められるようになり現在に至ります（ご紹介して頂いた北海道書士会事務の白石さんにもこの場をお借りしてお礼を述べます）。試験に受かったものの、さて仕事をしようにも右も左もわからない状態の新入会員の立場では、とにかく研修させて頂ける事務所は必要不可欠ではないかと思います。

これまで仕事をいただいたものは、昨年の暮れに帝国データから最低資本金に満たない会社のリストを取りダイレクトメールを出したさきの増資や組織変更等の手続き等で12件ほど手がけることができました。現在、それらの会社の経営者の方々から決算書の作成の仕事もただけおつき合いが続けられています。他に古物営業、産業廃棄物処理業の許可申請をすることができました。これらは、全て何らかの形で先輩行政書士の方々からアドバイスや営業のヒント、業務の進め方等教えて頂いたもので、当たり前のことではありますが自分一人では到底できなかったことばかりです。

そんななかで近頃は、会社という組織を離れて自分が自営業という立場になったこともあり経営者・自営業の方々との話題が身近に感じられる機会が増えました。先日お会いした25人の従業員を抱える45歳の社長は、自ら経理をガラス張りにし、従業員教育に努め、業務のマニュアルを常に改良し、目先の仕事を追いかけてしまうことからくる悪循環を戒められました。私は秘密いっぱい（人に話せないこと沢山……）、夜遊び大好き、目

先の仕事で精一杯、というところですので頭が下がりました。

そういう話とは別にこの仕事を始めていろいろと落語のような話もあるもので、最近久しぶりに笑ったことを記して終わります。ある会社の決算書作成の仕事で、預金出納帳のデータをパソコンで打ち込んでいると、ある部分から急に通帳の出金欄が1,000円だけ3ページ以上続いている部分がありました。機械の打ち間違いなのか、その会社のトラブルなのか（とにかく伝票がよく抜けている会社で、費用も安く請け負ってしまったこともありかなりいらついてました）仕方がないのでその金額を合計してとりあえず処理し、後日社長に問いただきました。社長が急に笑い出して説明したことは、銀行に預金の引き出しを当時の学生アルバイトに頼んだ時1,000円単位で引き出すように言ったところ、その学生は一回一回1,000円ごとにカードで引き出してきたということでした（この金額はちなみに76,000円です）。もちろん、社長の意図することは1,000円以下の端数は無視して下ろしていこうということだったのですが……。あまりの意外な社長の答に私も安心して笑ってしまいました。社長も学生がカードを持って出て随分時間がかかったのだらうと思っているのかと思ったらいいのですが、その学生は、途中後ろに並んでいる人から冷たい視線を感じ、わざわざまた後ろに並び直して下ろし続けて来たということで、私はその学生が何十回とキャッシュデスペンサーから並び直しては苦労して引き下ろす姿を想像するたび、その日一日笑い続けてしまいました。

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
8. 4. 12	行政書士登録調査委員会	9:30～11:30	本会会議室
8. 4. 12	車庫対策打合会議	15:00～17:00	本会会議室
8. 4. 22	第1回支部長会	10:00～16:30	北農健保会館
8. 5. 2	第1回常任理事会	10:00～12:00	本会会議室
8. 5. 2	第1回理事会	13:00～17:00	札幌ガーデンパレス
8. 5. 7	会報（第214号）編集会議	14:30～17:00	本会会議室
8. 5. 17	会報（第214号）編集会議	14:30～	本会会議室

＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修 種別
札 幌	8. 3. 16	かでの2・7	・貨物運送事業許可申請について （イ）取扱事業 （ロ）運送事業	札幌支部副支部長 深貝 亨 札幌支部運輸交通部長 西澤 建夫	(590) 41	一般
	8. 3. 22	晴ればれビル	・人事処遇制度のつくり方について	北海道経営者協会 労働経済調査局長 栗原 勝憲	(590) 20	一般
函 館	8. 3. 21	桐朋会館	・建設業許可申請と関連業務について	函館支部業務研修部長 原 隆俊	(22) 12	研究会
	8. 3. 29	函館パークホテル	・業務範囲と遵守事項について	函館支部長 佐藤 聡	(125) 20	一般
空 知	8. 3. 16	ホテルスエヒロ	・手形、小切手法について	本会総務部長 板垣 俊夫	(110) 20	一般
旭 川	8. 3. 27	カスタムプラザ	・会計調査人について	旭川支部長 川股 英慈	(126) 8	一般
留 萌	8. 3. 22	ニューホテルカクセン	・件別報酬額の運用について	留萌支部長 捻金 昭二	(18) 12	一般
苫小牧	8. 3. 23	苫小牧市民会館	・有限会社の設立手続きについて	苫小牧支部副支部長 佐藤 文則	(39) 11	一般
十 勝	8. 3. 23	帯広百年記念館	・会計調査人制度について	札幌支部監事 米田 俱實	(116) 18	一般
	8. 3. 30	帯広百年記念館	・行政手続法について	十勝支部長 斉藤 英雄	(116) 17	一般

編集後記



◇ロマンあふれる北の都札幌市のほぼ中心部に「大通り公園」がある。冬にはあの有名な「札幌雪祭り」が盛大に開催され、そして夏になると、制服姿のOLたちのひとときの安らぎの場となり、ある者は昼食の弁当を食べながら、またある者は仲間たちと語らいながら、ほんのつかの間の青春の炎を燃焼させている。そう、ここだけは一瞬時の経過を忘却のかなたへと押しやる次元断層なのかもしれない。そこには、苦しみや悲しみ、不合理や矛盾、絶望や憎しみ、そんなものはみじんも存在しない。ただ、そこにあるのは幸福に満ちあふれたかのような善良な市民の笑い声と箱庭的な光景である。そんな一角を取り囲むようにそびえ建つ、それはまるで巨大なアリ塚。その中では膨大な数の働きアリたちが、目に見えぬ女王アリのために身を削ってただひたすら労働をしている。まるで何かにせかされるかのように、その意味を知ることもなく。「君たちは、何のために働いているのか?!」。そんな心の叫びが灰色の谷間にこだまする。人は、これを「平和」と呼ぶのだろうか。

◇サムイ！日本には四季があって、冬の次には春が来ると習ったような気がするけど。心にしみるような。きっと、そうだ、きっと誰かが僕のこと

を物陰からそっと見ているんだ。

そして、きっと暖かい明日が来るだろう。僕には愛する人がいる。愛する郷土がある。僕は、幸せなんだ。そう思うことにしよう。でないと・・・。

◇年度が替わっても、苦労は同じ。ウエルカム本会という特集を載せたけど、本当は「ウエルカム原稿」と言う記事でも載せようかと思ったくらいです。原稿を頼んだ日和見教授が行方不明です。

「旅に出ます。捜さないで下さい。」と言う書き置きを残したまま。誰か、どこかで見かけたら本会までご一報下さい。部長が chu をしてくれるそうです。
—愛情天使—

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
札幌	2,652	永田寛之助	7. 4. 26
札幌	2,870	鈴木 勉	8. 2. 26
小樽	1,705	神埜 一郎	8. 3. 15
札幌	236	森口松太郎	8. 3. 20
函館	2,494	本谷トキヲ	8. 3. 26
宗谷	2,215	中里 博	8. 4. 20
小樽	3,318	越川 晃	8. 5. 2

お 願 い

住所が変ったときは **必ず「変更登録申請書」を**

住所・事務所・氏名・電話番号等が登録されている事項に変更があったとき、必ず行政書士変更登録申請書を必要とする書類とあわせて提出してください。提出されない場合、日行連発行の「日本行政」はお手元にとどかなくなります。また本会としましても、所在を確かめるのに手数料がかかるだけでなく、会員名簿の発行時の訂正も出来ません。時間が経過すれば、あなたの籍が空に浮く結果ともなりかねませんので、特に注意をお願いします。

日政連北海道支部だより

全員加入で代理権の獲得を (日政連と日行連は表裏一体)

——— 平成8年度運動方針について ———

職能団体がその政治的課題を実現するために、政治連盟をつくり、政治活動を実施し、構成員に共通する事項の実現や法改正への統一行動を実施すれば、大きな力を発揮できます。このような期待のもと、発足した日本行政書士政治連盟も、早いもので設立15年を迎えるに至りました。

この間、自動車関連団体との長期に渡る争いの中で、当然我々が業務上必要な「申請手続代理権」を得ることなく今日に至っています。いかに正当な主張ではあっても、時をえなければ実現できぬ側面を持つのが政治的課題であり、その戦いを休むことは業界の存亡に関わるものとも言えます。

その一方で、内部的には構造的に多様な会員をもって構成されているがために、組織率や財政に持てる力を十分発揮でき得ない事情にあります。

そうではあっても、日行連と表裏一体となり、さらに大きな力を身につけ、運動を展開していかなければなりません。

そのためには、会員諸兄の理解と協力を一層広げていくことはもとより、意識の高揚と組織の団結・ねばり強い運動展開を方針として、この一年も努力したいと考えます。

- (1) 行政書士法一部改正（申請手続代理権の取得）の早期達成
- (2) 道路運送車両法一部改正阻止の継続
- (3) 職域の確保・拡大による行政書士の社会的地位の向上
- (4) 行政手続法の円滑な施行、許認可に対する規制緩和の推進
- (5) 国会対策と選挙の取組の強化
- (6) 会員の増加を図るとともに、組織力の強化、そして活動の展開を推進するため会費納入の促進と賛助を得て、前年度に引続き健全財政の確保に努めます。
- (7) 分会活動を促進するため分会交付金を交付します。

会費納入についてのお願い

行政書士の皆さん、是非政連会費の納入をお願い致します。（振替用紙を同封しました。）

なお、いろいろな事情で政連に加入できないという方は、会費相当額を寄付金としてご送金くださるようお願い申し上げます。

平成8年度会費 3,000 円

（振替用紙の氏名の下に行政書士会員番号を記入くださるようお願い致します。）

〔8年度分として既に納入された会員の方に振替用紙が同封されていた場合は、ご容赦の程お願いします。〕

日本行政書士政治連盟北海道支部
振替口座 02740-3-24241

'96.5. 第214号 平成8年5月25日 発行

発行人 日向 寺 正 幸
編集人 酒 井 正
編集委員 河 上 隆
編集委員 芳 賀 啓 寿

発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目（西向）タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX (011)281-4138
郵便番号 060

取引銀行 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 02730-0-8224番